

2026年2月9日

お客様各位

## 「教育資金専用普通預金」の追加預入期限変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。

2025年12月公表の令和8年度税制大綱で、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、2026年3月末日の適用期限を延長しない」旨が示されました。この公表を受け、名古屋銀行では教育資金専用普通預金への追加預入期限を、下記の通り繰り上げ変更させていただきます。

お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

### 教育資金専用普通預金への追加預入期限

変更前：2026年3月24日（火） ⇒ 変更後：2026年3月10日（火）

※追加預入のお申込み増加が予想されます。追加預入をご希望のお客さまはお早めのお手続きをお願いいたします。

※すでに預入限度額1,500万円ご入金いただいているお客様は、追加預入できませんのでご了承ください。

※ご契約中のお客さまにつきましては、これまで通り教育資金のお支払いをご利用いただけます。

以上